



野村不動産が野村不動産マスターファンド投資法人<3462>株式の変更報告書を提出（保有減少）



東の野村不動産マスターファンド投資法人<3462>について、野村不動産が2月22日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出了。

提出理由は「担保契約等重要な契約の変更」によるもの。

報告書によると、野村不動産の野村不動産マスターファンド投資法人株式保有比率は、4.87%と0.17%減少した。

報告義務発生日は、2019年2月18日。